

(交付申請時)

【同意書】 ※制度整備事業で「テレワーク制度」又は「在宅勤務制度」を申請している企業のみ

平成31年度から、公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）では、東京都との契約に基づき、以下のとおり「はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）（以下「はじめてテレワーク」という。）」を実施しています。

働き方改革宣言奨励金の制度整備事業における「テレワーク制度」又は「在宅勤務制度」の整備は、「はじめてテレワーク」のテレワーク制度整備と支給要件が重複します。働き方改革宣言奨励金では、「同一の事由により支給要件を満たすことになる、国、都又は区市町村等が実施する助成金等を受給する場合又は受給した場合は本奨励金を受給することはできない。」と定めています。

つきましては、東京都と財団が相互に申請状況等を確認し奨励金等の支給を適切に行うため、働き方改革宣言奨励金で「テレワーク制度」又は「在宅勤務制度」の整備を申請している企業については、以下の企業情報等を東京都から財団に提供し、財団は「はじめてテレワーク」の実施においてのみ使用します。

(参考)「はじめてテレワーク」の概要

テレワーク導入に向けたコンサルティングを受けた企業等に対して、テレワークをトライアルするための環境構築経費および制度整備費を補助します。

【問い合わせ先】(公財) 東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係 電話：03-5211-1756

【東京都から財団に提供する情報】

- ・企業等の所在地
- ・企業等の名称
- ・代表者職・氏名
- ・テレワーク制度又は在宅勤務制度に関する申請状況及び

・印鑑登録された印を押印してください。

<法人の場合>

・「企業等の所在地」及び「名称」、「代表者職・氏名」は登記簿どおりに記載

<個人事業主の場合>

・「企業等の所在地」の上に「個人の住所地」と記入し、住民票どおりに個人住所を記載

・「企業等の所在地」：個人事務所の住所を記載

・「企業等の名称」：個人事務所名を記載

・「代表者職・氏名」：個人事務所の代表者の個人名のみを記載

下記の口全てに✓を記入するとともに、連絡先を記載してください。

同 意

東京都知事殿

- 上記内容を確認しました。
- 上記企業情報等の財団への提供に同意します。

令和2年6月30日

書類提出日を記入してください。書類は申請期限までに提出してください。

【期限日必着・厳守】

企業等の所在地 東京都千代田区飯田橋3丁目10番3号
企業等の名称 株式会社〇〇〇〇
代表者職・氏名 代表取締役 東京 太郎

印